

令和5年度事業計画

新型コロナウイルス感染症は、変異株へと形を変えながら絶滅することなく蔓延し、感染者は増減を繰り返す一年でした。最近になって感染者数の減少や重症比率の低下に伴い、政府のコロナ対策本部は、コロナと共生・共存する「ウイズコロナ」という新たな段階に入りました。コロナ対応の基本的な対処方針を改定し、新型コロナの感染症の法令の位置づけを現在までの「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ移行する方針を決定しました。新型コロナウイルスへの対応変化に伴い、引き続き感染防止対策を行いつつ、通常に近い社会経済活動と安心して安全な日常に戻ることを期待します。

こうした中、消費者が安心して安全な不動産取引が行われるように、当協議会は新たな生活環境に対応するため、「不動産表示に関する公正競争規約」の大幅な改正を昨年度行いました。改定された規約の周知と適正な運用をすることにより、不当な顧客誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的に本年度も活動を実施します。

以下具体的な事業計画案を記載します。

1. 総務及び相談事業

(1) 賛助会員の拡大

引き続き広告会社等に対し賛助会員への加入を促進します。道内の未加入の広告代理店やポータルサイトに対し、相談業務を通じ積極的な加入促進を行います。

(2) 広告の事前相談及び事前確認体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談・事前確認を積極的に行い、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化に努めます。

(3) 協議会のホームページの活用

協議会のホームページを活用し、表示規約、景品規約に違反する広告表示の防止を図るとともに、昨年度改正された「不動産表示に関する公正競争規約」の啓蒙活動を行います。

(4) 事務所経費の節減

広報誌の発行など事務職員で対応できる業務は、極力委託をせず経費の削減に努めます。

2. 調査指導事業

(1) 不動産広告の内容確認

札幌市内・近郊は事務局職員による広告収集・調査を行い、他の地域において各団体の役員、調査員、職員、加盟会員等から情報提供により新聞・雑誌・地域情報誌等広告物の広告確認を行います。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

広告物に公正競争規約違反があった場合には、すみやかに措置を行い、違反行為の再発防止に努めます。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、厳重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講じます。

(4) インターネット広告への対応

不動産情報サイトや加盟事業者のホームページにおいて、規約に違反する広告が増加傾向にあることから、研修会や広報紙誌を通じ注意喚起を行うとともに監視を強め、規約に違反する加盟事業者に対し、積極的に措置を講じます。

(5) 調査員研修会の開催

調査指導委員及び調査員の公正競争規約の解説と調査員の職務内容について理解を深めるため、昨年度コロナ感染症拡大に伴い実施出来なかった調査員研修会を開催します。

(6) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに実施し、その結果を関係官庁に報告します。

(7) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

3. 広報活動事業

(1) 広報紙の発行及び配布

当協議会の事業内容や規約改正などの情報提供及び「おとり広告」の注意喚起、昨年度改正された不動産の表示規約の普及と賛助会員の加入促進等のため、広報紙「公取協 第80号」を発行します。

本年度も引き続きホームページに掲載し、カラーで分りやすく見やすい広報紙の発行に努めます。

(2) 新規免許業者への規約等の配布

各団体を通じ「不動産の公正競争規約」「公取協加盟ステッカー」等を新規免許業者に配布し、適正な規約の運用及び当協議会の理解に努めます。

(3) 周知用「公取協パンフレット」の活用

当協議会の役割を周知するためパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。

(4) 一般消費者への啓蒙

一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ、適切な処理と関係団体への連絡を行います。

(5) ホームページの積極的活用

当協議会ホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

4. 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への講師派遣

昨年度「不動産表示に関する公正競争規約」の改正が行われたことから、構成団体の開催する研修会に要請があれば講師を派遣し、規約の説明などの周知徹底を図ります。

(2) 賛助会員に対する研修会の実施

不動産公正取引協議会連合会が開催する賛助会員研修会の参加者拡大に努めます。

(3) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道庁建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を行い、得られた各種情報等を公正競争規約の運用に役立てます。

(4) 全国会議への参加

表示及び景品規約の理解を深め、全国的な情報を把握するため、連合会事務局長会議等に出席します。